

⑨ 日本国特許庁 (JP)      ⑪ 特許出願公開  
**⑩ 公開特許公報 (A)**      昭59—32535

⑪ Int. Cl.<sup>3</sup>  
 B 60 R 3/00  
 B 62 D 25/22

識別記号      厅内整理番号  
 7443—3D  
 6473—3D

⑫ 公開 昭和59年(1984)2月22日  
 発明の数 1  
 審査請求 未請求

(全 5 頁)

⑬ 車両用サイドステップの支持構造

⑭ 特 願 昭57—142657  
 ⑮ 出 願 昭57(1982)8月19日  
 ⑯ 発明者 小林とみえ  
 厚木市岡津古久560—2日産自動車株式会社テクニカルセンタ  
 一内

⑰ 発明者 田中清二

厚木市岡津古久560—2日産自動車株式会社テクニカルセンタ  
 一内  
 ⑱ 出願人 日産自動車株式会社  
 横浜市神奈川区宝町2番地  
 ⑲ 代理人 弁理士 土橋皓

明細書

1. 発明の名称

車両用サイドステップの支持構造

2. 特許請求の範囲

- 1) 車両の側部に配設される車両用サイドステップの支持構造において、上記サイドステップを支える支持アームの一端をフロアパネルで支持すると共に、上記支持アームの中間部をサイドシルで支持するようにしたことを特徴とする車両用サイドステップの支持構造。
- 2) 上記支持アームの中間部には上記サイドシルの下端フランジを挟持する挟持部が設けられていることを特徴とする特許請求の範囲第1項記載の車両用サイドステップの支持構造。

3. 発明の詳細を説明

本発明は、主として四輪駆動車等床面の高い車両において乗降するために用いる車両用サイドステップの支持構造に関する。

一般に、四輪駆動車はオフロードや雪路等を楽に走破できるよう床面を荷力高くしているこ

とから、乗降が普通の車両に比較して大変である。

本発明は以上の観点に立つて為されたものであつて、その目的とするところは、乗降性を向上させるサイドステップを車体に確実に支持し、もつて、サイドステップで受ける荷重を効率よく車体に伝達できるようにすると共に、サイドステップの支持強度を充分に確保できるようにした車両用サイドステップの支持構造を提供することにある。

そして、本発明の要旨とするところは、サイドステップを支える支持アームの一端をフロアパネルで支持すると共に、上記支持アームの中間部をサイドシルで支持するようにした車両用サイドステップの支持構造にある。

以下、添付図面に示す実施例に基いて本発明を詳細に説明する。

第1図乃至第3図に示す実施例において、サイドステップSは、長尺の板状部材であつて、車両の側部にあるサイドシル1の下部近傍にお

いて車体前後方向に沿つて配設されており、このサイドステップ S は複数の支持アーム 2 を介して車体に支持されている。

この実施例において、上記支持アーム 2 は所定長の管材から成り、その中央部から一端にかけては四分の一円弧状に彎曲形成されている。そして、この支持アーム 2 の彎曲部 2a の一端にはフロアパネル 4 の下面に当接する取付プレート 3 が溶接固定されており、この取付プレート 3 は、フロアパネル 4 の上面に補強プレート 5 を当接させると共に、フロアパネル 4 及び取付プレート 3 の各ボルト押通孔 4a 及び 3a に上記補強プレート 5 に立設したウエルドボルト 6 を押通させ且つこのウエルドボルト 6 にナット 7 を締付けて、フロアパネル 4 に取付けられている。そして又、上記支持アーム 2 の略中央部にはサイドシル 1 の下側フランジ 1a を挟持する挟持部 8 が設けられており、この挟持部 8 は一对のブレケット 9, 10 で構成されている。即ち、一方のブレケット 9 は、サイドシル 1 のインナーパネ

フランジ 1a を挟持する挟持部 8 は、支持アーム 2 のフロアパネル 4 との支持点 A を回転中心として斜め下方向(図中 Q 方向)に移動しようとするが、この挟持部 8 の移動はサイドシル 1 の下端フランジ 1a によって拘束されることから、上記挟持部 8 が下方へ移動して下端フランジ 1a から外れるという事態は生じないことにあり、上記支持アーム 2 は挟持部 8 を介してサイドシル 1 の下端フランジ 1a に有効に支持されているといえる。この結果、上記支持アーム 2 のフロアパネル 4 との支持点 A 及び支持アーム 2 のサイドシル 1 との支持点 B には夫々図示の支持反力 RA, RB が生じ、上記荷重 P は夫々の支持点 A 及び B で分担支持されることになり、その分、車体への荷重伝達効率が向上する。又、上記荷重 P により、支持点 A, B には曲げモーメント MA, MB が作用することになるが、フロアパネル 4 とサイドシル 1 との間には支持アーム 2 の彎曲部 2a が架け渡されていることから、この彎曲部 2a が所謂筋交い的な補強部材として働き、

ル 1b の内側に当接する当接部 9a を備え、支持アーム 2 を跨ぐように予め支持アーム 2 に溶接固定されており、他方のブレケット 10 は、サイドシル 1 のアウターパネル 1c の下部に沿つた形状をもち且つその下端に一方のブレケット 9 の当接部 9a に当接する突出部 10a を備えたもので、上記支持アーム 2 を跨ぐように配置されると共に、上記一方のブレケット 9 との間にサイドシル 1 の下端フランジ 1a を挟み込んだ状態で、上記当接部 9a のボルト押通孔 9b にブレケット 10 に立設したウエルドボルト 11 を押通させ且つこのウエルドボルト 11 にナット 12 を締付けて、一方のブレケット 9 に取付けられている。

尚、上記サイドステップ S は、支持アーム 2 の直線部 2b にボルト、ナット等を用いて着脱自在に取付けられている。

従つて、この実施例に係るサイドステップの支持構造によれば、車両乗降時にはサイドステップ S 上に上方から下方へ向かう荷重 P が作用する。この状態において、サイドシル 1 の下端

上記フロアパネル 4 及びサイドシル 1 の変形は有効に防止される。尚、上記実施例において、サイドステップ S に下方から上方に向かう荷重 P' が作用したとしても、上述したのと同様な作用を奏するものである。このような作用は、例えば、第 4 図(a)に示すように、支持アーム 2 をサイドシル 1 のみで支持する場合や、第 5 図(a)に示すように、支持アーム 2 をフロアパネル 4 のみで支持する場合には得られないものである。即ち、第 4 図(a)で示す場合において、サイドステップ S に荷重 P' が作用したときは、支持アーム 2 の一つの支持点 B に荷重 P' に等しい支持反力 R' が生じてしまうことから、荷重 P' の車体への伝達効率が不充分になるおそれがあるほか、支持点 B に作用する曲げモーメント M' によつてサイドシル 1 が第 4 図(b)実線若しくは二点鎖線で示すように変形してしまう。又、第 5 図(a)で示す場合において、サイドステップ S に荷重 P' が作用したときにも、上述したのと同様に一つの支持点 A に支持反力 R' が生ずることから、荷

重Pの車体への伝達効率が不充分になるほか、曲げモーメントM'ICによってフロアパネル4が第5図に示すように変形してしまう。

尚、上記実施例にあつては、支持アーム2のサイドシル1との支持点Bは、挿持部8で下端フランジ1aを挿持するようになつてゐるが、必ずしもこれに限定されるものではなく、例えば、支持アーム2にブレケットを取付け、このブレケットを上記下端フランジ1aに直接若しくは取付片を介して蝶子止め固定するようにしてもよいし、上記サイドシル1のインナーパネル1b若しくはアウターパネル1cに上記ブレケットを蝶子止め固定する等適宜設計変更できる。又、支持アーム2のフロアパネル4との支持点Aの構造についても適宜設計変更して差支えない。更に、支持アーム2の形状、大きさ等についても適宜選択できることとは勿論である。

以上説明してきたように、本発明に係る車両用サイドステップの支持構造によれば、サイドステップを支える支持アームの一端をフロアペ

ネルで支持すると共に、上記支持アームの中間部をサイドシルで支持するようにしたので、サイドステップで受ける荷重を車体に分担支持させることができ、その分、荷重の車体への伝達効率を向上させることができるほか、上記支持アームの一部が車体の補強部材として機能することから、サイドステップの支持強度を充分に確保することができる。又、サイドシルの下端フランジを支持アームの挿持部で挿持するようになると、例えば支持アームをサイドシルに蝶子止めする場合に比べて、サイドシル自体に蝶子孔を開設する必要がなくなることから、蝶子孔を開設する作業工程が不要となり、しかも蝶子孔の存在によるサイドシルの剛性の低下を防止することができる。

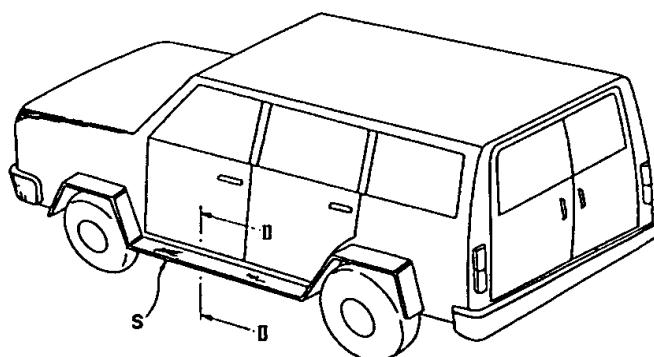
#### 4. 図面の簡単な説明

第1図はサイドステップの取付位置を示す車両の斜視図、第2図は本発明に係る車両用サイドステップの支持構造を示す第1図中Ⅰ—Ⅰ線断面図、第3図はその分解斜視図、第4図(a)、

第5図(a)は夫々車両用サイドステップの支持構造の比較例を示す説明断面図、第4図(b)、第5図(b)はその変形状態を示す説明断面図である。

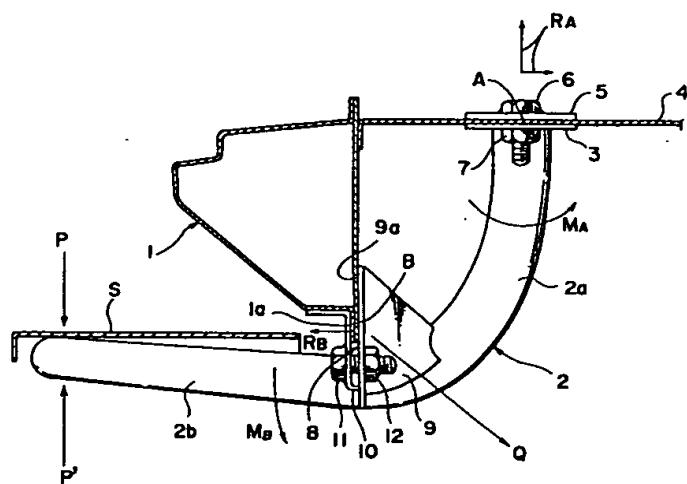
S…サイドステップ	P…荷重
1…サイドシル	1a…下端フランジ
2…支持アーム	4…フロアパネル
8…挿持部	9, 10…ブレケット

第1図

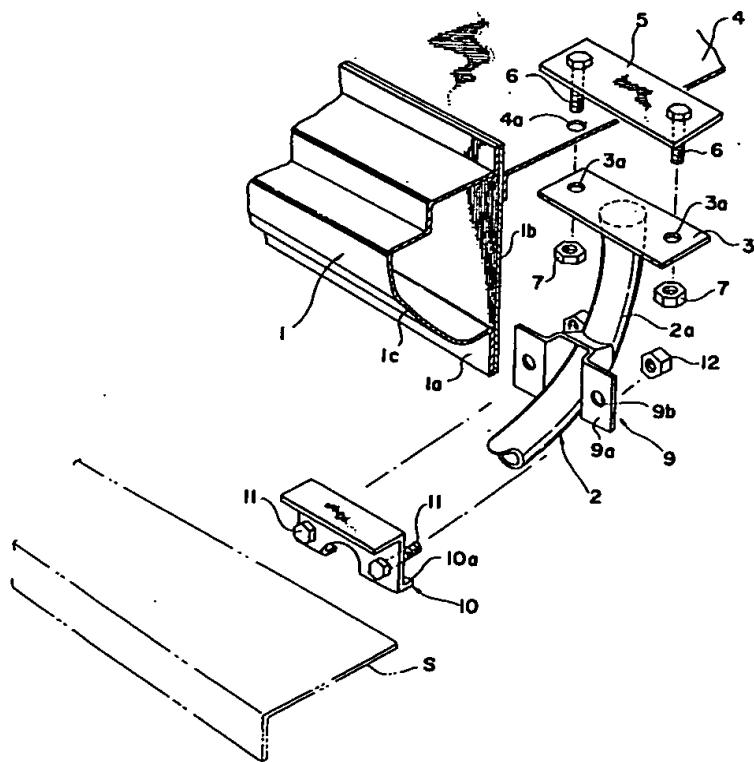


特許出願人 日産自動車株式会社  
代理人弁理士 土橋

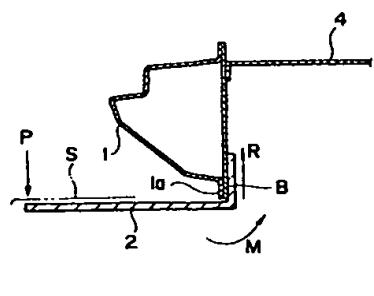
第 2 図



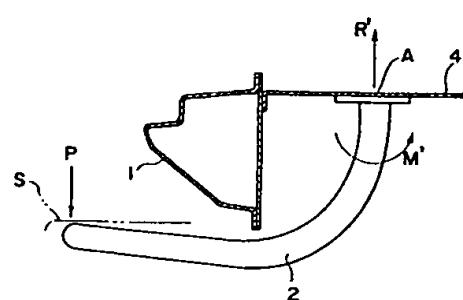
第 3 図



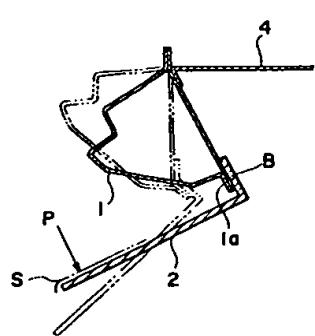
第 4 図 (a)



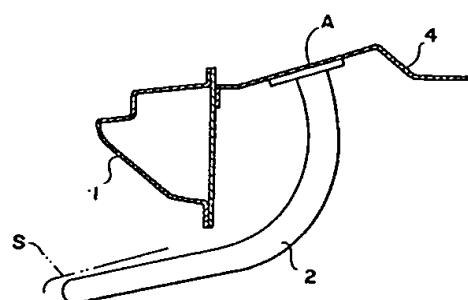
第 5 図 (a)



第 4 図 (b)



第 5 図 (b)



This Page is Inserted by IFW Indexing and Scanning  
Operations and is not part of the Official Record

## BEST AVAILABLE IMAGES

Defective images within this document are accurate representations of the original documents submitted by the applicant.

Defects in the images include but are not limited to the items checked:

- BLACK BORDERS
- IMAGE CUT OFF AT TOP, BOTTOM OR SIDES
- FADED TEXT OR DRAWING
- BLURRED OR ILLEGIBLE TEXT OR DRAWING
- SKEWED/SLANTED IMAGES
- COLOR OR BLACK AND WHITE PHOTOGRAPHS
- GRAY SCALE DOCUMENTS
- LINES OR MARKS ON ORIGINAL DOCUMENT
- REFERENCE(S) OR EXHIBIT(S) SUBMITTED ARE POOR QUALITY
- OTHER: \_\_\_\_\_

**IMAGES ARE BEST AVAILABLE COPY.**

**As rescanning these documents will not correct the image problems checked, please do not report these problems to the IFW Image Problem Mailbox.**